

名古屋市達第10号

区 役 所
区 役 所 支 所

名古屋市区役所支所処務規程（昭和38年名古屋市達第7号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

名古屋市長 広 沢 一 郎

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
第3条 支所に次の組織を置く。 区民生活課 （略） 課長補佐（個人番号カード交付等に 係る調整） （略） 区民福祉課 課長補佐（ <u>保護・子ども</u> ） （略） 課長補佐（保険・福祉医療・年金）	第3条 支所に次の組織を置く。 区民生活課 （略） 課長補佐（個人番号カード交付等に 係る調整） <u>(2)</u> <u>課長補佐（スマート窓口の導入調 整）（緑区役所徳重支所 に限る。）</u> （略） 区民福祉課 課長補佐（民生子ども） <u>課長補佐（子ども家庭相談支援の統 括）（中川区役所富田支 所及び緑区役所徳重支所 に限る。）</u> <u>課長補佐（生活保護統括）（中川区 役所富田支所に限る。）</u> （略） 課長補佐（保険・福祉医療・年金） <u>課長補佐（保護費等の追加給付）</u> <u>担当課長（保護費等の追加給付）</u> <u>担当課長（保健福祉業務オンライン申</u>

<p>2 (略)</p> <p>3 第1項の組織の分掌事務又は分担事項は、次のとおりとする。</p> <p>区民生活課</p> <p>(1)～(21) (略)</p> <p><u>(22)</u> (略)</p> <p>(略)</p> <p>区民福祉課</p> <p>(1)～(16) (略)</p> <p><u>(17)～(55)</u> (略)</p> <p>4～8 (略)</p>	<p style="text-align: center;"><u>請等事務処理センター)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>課長補佐(保健福祉業務オンライン申請等事務処理センター)(2)</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の組織の分掌事務又は分担事項は、次のとおりとする。</p> <p>区民生活課</p> <p>(1)～(21) (略)</p> <p><u>(22) スマート窓口の導入に係る調整に関すること(緑区役所徳重支所に限る。)</u></p> <p><u>(23)</u> (略)</p> <p>(略)</p> <p>区民福祉課</p> <p>(1)～(16) (略)</p> <p><u>(17) 生活保護法による保護費の追加給付に関すること。</u></p> <p><u>(18)～(56)</u> (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>担当課長(保護費等の追加給付)</u></p> <p><u>(1) 生活保護法による保護費の追加給付に関すること。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>担当課長(保健福祉業務オンライン申請等事務処理センター)</u></p> <p><u>(1) 区長の指定する保健福祉業務オンライン申請等事務処理センターに関すること。</u></p> <p>4～8 (略)</p>
---	--

附 則

この達は、令和8年4月1日から施行する。